ID:　127

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の証明手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例　第45条の2第2項
例規番号	平成9年条例第31号

【根拠条文】

（保管場所の証明）

第45条の2　市長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。

2　市長は、前項の証明を発行するに当たり、芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）に規定する手数料を徴収する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日